# 北海道大学教職員組合の救済申立の経緯

（平成 22 年道委不第 6 号事件）

北海道大学教職員組合

## １．はじめに

国立大学法人が発足した 2004 年度の人事院勧告で、国家公務員の寒冷地手当引き下げが提起されました。その間に北大側と北大教職員組合（以下、組合）との団体交渉が 2 度に渡って行われましたが、北大側の態度に誠実さが全く見られませんでした。そこで組合は 2004 年 11 月 26 日、北海道労働委員会（以下、労働委員会）に「あっせん」を申立てましたが、「あっせん」では事態打開の見込みが無く、組合は 2005 年 3 月 7 日にその申立てを取り下げ、この寒冷地手当引き下げ問題を「不当労働行為救済申立」に切り替えて 2005 年 5 月 26 日に労働委員会に訴えました。これが 2004 年北大不当労働行為事件（平成 17 年道委不第 12 号事件）です。

「救済申立」の審査が労働委員会で進行中の 2005 年秋、北大側は、2005 年の人事院勧告に準拠する月例給引き下げなどを、組合と十分な協議を行わず実施しました。そこで組合はこれも不当労働行為に当たるとして、2005 年 12 月 7 日に労働委員会に「追加申立」を行いました。

2006 年 6 月 26 日に労働委員会の場で組合と大学側が和解交渉を行い、さらに 7 月 4 日と 13 日に和解について団交を行い、7 月 13 日に申立人の組合委員長と被申立人の学長が署名した確認書を交わし、7 月 14 日に組合が「救済申立」を取り下げて、2004 年北大不当労働行為事件は決着しました。このように、H17 12 号事件で「誠意を持って十分協議する」という確認書を取り交わしたが、昨年の給与改定に関する団交に際し、また大学側が不誠実な交渉を行ったため、労働委員会に救済申立を行いました。

## ２．2009 年の給与改定と救済申立の経過

09/5/1　人事院臨時勧告。
5/20　北大、過半数代表説明会を開催。
5/21　6月期手当凍結問題で北大と団交。凍結するとの北大方針に反対を表明。
8/11　2009年度人事院勧告。
10/6　組合、団交申入れ書提出。
同日　北大経営協議会開催、賃金不利益変更の実施を確認。
10/13 学長名で部局長と職員へmail配信。組合との交渉がまだ始まってもいないのに、あたかも賃金不利益変更の実施が決まったかのような内容。
10/20　弁護士に給与改定問題で相談。
10/26　予備折衝。
10/29　給与改定第１回団体交渉。
11/ 5　給与改定第２回団体交渉。
11/11　給与改定第３回団体交渉。
「職員から要望があったので、『調整』はしないことにする」。この不利益遡及断念につき文書の取り交しを確認。しかし結果的にこの確認は反故に。次いで、一枚の紙片に書いた代償措置３項目、「〇新たな保育園の設置　〇事務系職員の研修の充実　〇職員の心の健康保持増進のための方策を実施　など」を組合側に配布。それにつき数分、議論したとき突然、大学側「（代償措置の）説明はした。今回の団交は終わった」と退席。
組合は「不当労働行為だ。法的対抗措置をとる」と発言し、全大教と弁護士に報告。
11/12　職員課長・同課長補佐が組合委員長・書記長に会見要求。
職員課長：「昨日の終わり方は申しわけなかった」と謝罪し、代償措置に限り、組合と協議したいと提案。組合は、来週半ばに返事をすると回答し、契約職員ボーナス切り下げ問題(下記参照)について遺憾の意を表明。
同日　過半数代表者に、11月17日に賃金不利益変更の説明会を行う旨、連絡。その連絡文書

のなかに、契約職員（フルタイムの非正規雇用職員）の期末・勤勉手当切り下げ項目が入っていた。これは、3回の団交で大学が組合に全く知らせなかった事項。過半数代表からの連絡により、組合は初めて知る。

11/16　執行委員会で11月12日の職員課長らの提起を討議。単なる協議の場ではなく団交の場で代償措置について議論する、との方針を決定。

11/17　組合、職員課を訪れて上記の方針を伝えると、職員課長が団交の継続を約束。

同日　過半数代表者への説明会開催。
弁護士と今後の対策を検討。

11/18～12/４　第4回団交の開催連絡が来ない。この間、組合は5回、6回と督促。
そのたびに職員課は回答を引き延ばす。

11/30　組合側が職員課を訪問し、「このままでは明日の基準日を迎え、そしてボーナスを切り下げることになるが、明らかに労働契約法違反だ」と通告。

12/1　職員課長から組合3役に、11月30日に改定給与法が成立した、12月１日づけで就業規則を改定したとのmail連絡。何の意味もないこのmailは、組合をあざけるようなもの。

12/4　書記長が職員課に、第４回団交の開催日時連絡を12月７日までにとmail発信。
昼過ぎ、職員課長から書記長に電話、「事項を伝えたい。すぐ終わる。」
委員長、書記長が職員課長らに面会。

職員課長：（賃金切下げ問題は）前回の団交（11 月 11 日の団交）で終了しており、もう話し合うことはない。

組合側：この約束違反に、法的対抗措置をとると回答。

12/9　弁護士に今後の闘争方針について相談。

10/1/28　北大職組第１回中央委員会にて、北海道労働委員会に救済申立をする事を決議。

2/4･3/1･3/15　弁護士事務所で救済申立の打合せ。

3/18　北海道労働委員会に不当労働行為救済申立書を提出。

4/ 5　大学側が答弁書を提出。

4/15･5/7　答弁書に対する準備書面（反証）作成で弁護士と打合せ。

5/11　組合側準備書面（１）を提出。

5/25　第１回調査。

6/30　大学側が第１準備書面を提出。

7/12　第２回調査に備えて弁護士と打合せ。

7/15　第２回調査。組合は学長・事務局長（労務担当理事）・職員課長を証人とすることを要求。

8/20　組合側準備書面（２）、大学側第２準備書面を提出。

9/ 7　第３回調査。組合は学長を証人とすることを重ねて要求。

10/6　第４回調査。（予定）

10/27 第１回審問。（予定）

11/5　第２回審問。（予定）

11/30 第３回審問。（予定）

## ３．北海道労働委員会への救済申請

3 月 18 日に、北海道労働委員会に行った救済申立の要求は次の 4 項目です。

1) 北大は、組合との誠実な団交を行わず、合意を得ないで 2009 年 12 月 1 日から実施した就業規則の改定を廃止し、原状回復しなければならない。

2) 北大は、誠実に団体交渉に対応しなければならない。

3) 北大は、組合との間で、契約職員の賃金改定を団交の協議事項とせず、また団交の継続を約束しておきながら一方的に約束を破棄して、団交を継続することなく就業規則および給与規程の改定を強行するなど、組合の存在を無視ないし軽視することにより、組合の運営に支配介入してはならない。

4) 北大は、本件命令後７日以内に次の文書を縦１メートル、横 1.5 メートルの大きさの白紙に楷書で明瞭に記載し、北大札幌キャンパス正門前及び同大函館キャンパス正門前の見やすい場所に掲示し、10 日間掲示を継続しなければならない。（ポスト・ノーティス）

**詳細は北大職組ホームページ（http://ha4.seikyou.ne.jp/home/kumiai/）をご覧下さい。**